

兵庫県公立大学法人役員報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、兵庫県公立大学法人教職員給与規程(平成25年法人規程第46号。以下「給与規程」という。)第12条の規定の例による。

(給料)

第4条 常勤の役員給料の額は、月額とし、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 1,107,000円
- (2) 学長である副理事長 1,035,000円
- (3) 副理事長(前号に規定する者を除く。) 895,000円
- (4) 理事 706,000円から895,000円までの範囲内で理事長が定める額

2 兵庫県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、理事となるため退職し、かつ、引き続いて理事となった場合の給料の額は、前項第4号の規定にかかわらず、理事となるため退職した日における兵庫県職員としての給与額を基礎として、理事長が別に定める。

(手当等)

第5条 地域手当、通勤手当及び単身赴任手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、教職員給与規程の適用を受ける教職員(以下「教職員」という。)の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、賞与基礎額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇

月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第 32 条第 2 項に掲げる在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき給料及び地域手当（以下「給料等」という。）の月額合計額に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び当該給料の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 第 2 項に規定する在職期間には、次の各号の在職期間を含むものとする。
 - (1) 教職員から引き続き役員となった場合におけるその者の教職員としての在職期間
 - (2) 兵庫県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の兵庫県職員としての在職期間
- 5 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、教職員にかかる期末手当の支給の例による。

（非常勤役員手当）

- 第 7 条** 非常勤役員手当の額は、月額で支給する場合は 300,000 円とし、日額で支給する場合は 40,000 円とする。
- 2 非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用を非常勤役員手当として前項の額に加算することができる。

（報酬の支払方法）

- 第 8 条** 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料等を支給する。
- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合（次項に規定する場合を除く。）には、その日までの給料等を支給する。
 - 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、教職員の例による。

- 第 9 条** 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

- 第 10 条** この規程により計算した金額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

(旅費)

第 11 条 役員が法人の業務により旅行するときは、旅費を支給する。

(旅費の種類、額及び支給方法)

第 12 条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊費、食料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び死亡手当とし、額及び支給方法については、教職員の例による。

2 前項の規定の適用に当たり、理事長又は学長である副理事長にあつては、次の各号に定める運賃を支給する。

(1) 航空賃及び船賃については、旅客運賃の等級が 2 以上の階級に区分されている場合には、最上級の直近下位の級の運賃の実費

(2) 鉄道賃については、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、鉄道賃に特別車両料金を加算した額

(準用)

第 13 条 役員の報酬及び旅費の支給に関し、この規程に定めがない事項については、教職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(給料月額の特例)

2 当分の間、常勤の役員の給料月額は第 4 条に規定する額から、これらの額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当及び賞与の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(賞与額の特例)

3 当分の間、第 6 条第 3 項の規定の適用については、第 6 条第 3 項中「当該合計額に 100 分の 20」とあるのは「当該合計額に 100 分の 20 から 100 分の 2.5 を乗じて得た割合を減じて得た割合」とし、同項中「当該給料の月額に 100 分の 20」とあるのは「当該給料の月額に 100 分の 20 から 100 分の 5 を乗じて得た割合を減じて得た割合」とする。

(役員報酬の特例)

4 第 2 条の規定にかかわらず、設立団体の特別職（地方公務員法（昭和 25 年法律第

261号)第3条第3項に規定する特別職をいう。)に属する職にある者(非常勤の者を除く。)が役員を兼ねる場合は、当該役員は無報酬とする。

(役員報酬の特例)

5 当分の間、常時勤務することを要しない理事長の報酬は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とし、附則第2項及び第3項の規定を除き、常勤の役員の例による。

(給料の額等の特例)

6 当分の間、前項の給料の額は月額738,000円とする。

附 則 (平成25年7月1日改正)

(施行期日)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月1日改正)

(施行期日)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する

附 則 (平成28年2月3日改正)

(施行期日)

この規程は、平成28年2月3日から施行する。ただし平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月16日改正)

(施行期日)

この規程は、平成28年12月16日から施行する。ただし、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 15 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。ただし、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 14 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。ただし、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 14 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 13 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和元年 12 月 13 日から施行する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の第 2 項については、令和 2 年 11 月 30 日から適用する。

（期末手当の特例）

2 令和2年12月に支給する役員の期末手当に係る第6条第2項の規定の適用については、同条同項中「100分の170」とあるのは「100分の165」とする。